

鈴鹿市告示第 1 5 4 号

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 3 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市補助金等交付要綱（平成 2 9 年鈴鹿市告示第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後						
別表第 1 （第 2 条関係）						
略						
産業振興部						
区 分	補助金等 の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又 は額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
75	略	略	略	略	略	略
<u>76</u>	<u>地域農業 構造転換 支援事業 費補助金</u>	<u>地域の中核となっ て農地を引き受け る担い手の経営改 善及び新規就農者 の経営発展のため</u>	<u>地域計画の目標 地図において農 業を担う者とし て位置付けられ た者等</u>	<u>農業用機械又は 施設の導入等に 要する経費</u>	<u>別に定め る額</u>	<u>農林 水産 課</u>
<u>77</u> ～ <u>80</u>	略	略	略	略	略	略
略						

附 則

改正前

別表第1（第2条関係）

略

産業振興部

区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
75	略	略	略	略	略	略
76 ～ 79	略	略	略	略	略	略

略

この告示は、公表の日から施行し、改正後の鈴鹿市補助金等交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金等から適用する。